

ポイントプログラムに関する規約

本規約は、株式会社カカコム（以下「甲」という）運営のポイントプログラムに関して、甲とポイントプログラム参加企業（以下「乙」という）との間に適用される規約（以下「本規約」という）とする。なお、本規約に基づく甲乙間の契約を本契約とする。

第 1 条（目的）

甲及び乙は、相互の事業の発展及び競争力強化を図るために、本規約に定める約定に従い、甲が運営するポイントプログラムに関し、甲乙間における提携（以下「ポイント提携」という）を実施・協力することに合意する。

第 2 条（確認事項）

乙が日本国内において営む業態の内、本契約締結日時点におけるポイント提携の対象は、甲が運営するショッピングモールサイト「Kaago」（以下「Kaago サイト」という）において乙が出店する事業（以下「Kaago 出店事業」という）とする。

第 3 条（定義）

1. 本規約において「KC ポイント」とは、KC ポイント会員が甲所定の利用規約に同意した上で付与されるポイントをいう。
2. 本規約において「KC ポイント会員」とは、甲が運営するサービスにおいて甲所定の手続きを経て会員登録手続きを完了させた会員をいう。
3. 本規約において「ポイントプログラム」とは、甲が乙に対し、次の機能を提供するサービスをいう。

KC ポイント還元機能：KC ポイント会員に対して、当該 KC ポイント会員が保有する KC ポイントのポイント数に応じた商品の値引きを提供する機能

4. 本契約において「ログイン ID」とは、KC ポイント会員が Kaago サイト上で KC ポイント還元を受ける際、本人認証（ログイン）のために用いる Kaago サイトの会員 ID として、甲が指定するものをいう。

第 4 条（ポイントプログラム）

1. 甲は、ポイント提携にあたり、乙をポイントプログラム参加企業とし、ポイントプログラムを乙に提供するものとする。甲は、乙がポイントプログラムを利用するに際し、以下の機能について乙に対して、譲渡不能かつ非独占的に、その使用を許諾する。
 - (1) 第 5 条に定める KC ポイント還元機能
 - (2) その他、甲が必要と認める機能

3. 乙は、前項各号の機能にかかる著作権その他一切の権利が、甲に帰属することを認識する。乙は、これらの機能を、本契約に基づくポイントプログラムへの参加以外の目的で使用してはならない。

第 5 条 (KC ポイント還元)

1. 乙は、本契約に基づき、KC ポイント還元機能を利用して、Kaago サイト上で、ログイン ID で本人認証を行った KC ポイント会員に対し、自己が保有する KC ポイントを、Kaago 出店事業の乙店舗上での KC ポイント還元対象商品の購入において還元させる（購入の対価に充当させる）ことができるものとする。なお、1 KC ポイントあたり 1 円を還元できるものとし、1 購入あたりの KC ポイントの還元は甲が別途定める金額分のポイントを上限とする。また、還元の対象となる還元対象商品、代金の範囲、還元時期、還元方法等については甲が別途指定するものとする。
2. 乙は、KC ポイントを還元する際には、景品表示法その他関連法規を遵守しなければならない。
3. 甲は、乙に対し、KC ポイント還元費として、Kaago 出店事業にて KC ポイント会員が還元したポイント数に 1 円を乗じた金額を支払う。
4. 甲は、前項に従い、毎月末日締めにて算出した KC ポイント還元費を翌月 5 営業日までに乙に通知するものとし、締め日の翌々月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。

第 6 条 (KC ポイントの失効)

1. 次の各号に該当する KC ポイントは、失効する。
 - (1) KC ポイント会員資格を喪失した会員の保有していた残存 KC ポイント
 - (2) 甲が別途 KC ポイントに告知する KC ポイント有効期間の経過により無効となった KC ポイント
 - (3) その他、甲が別途 KC ポイント会員に告知する条件に該当し、無効となった KC ポイント
2. 甲は、前項各号に該当したことにより失効した KC ポイントのポイント数に相当する KC ポイント還元費等について何らの精算も生じないものとする。

第 7 条 (キャンセル処理)

1. 第 5 条に従い KC ポイントが還元された後に、当該還元にかかる商品の購入に関し、キャンセル（キャンセルの理由は問わない）・解除等が生じ、商品代金等を KC ポイント会員に対し返還する必要がある生じた場合には、甲は還元を利用された KC ポイントを KC ポイント会員に対し返還するものとする。なお、ポイント利用以外の商品代金等に関しては、乙が自己の責任と費用負担でこれを返還するものとする。

2. 前項に該当する事由が生じた場合には、甲乙速やかに事由を連携するものとする。
3. 第 1 項に該当する事由が生じた場合には、第 5 条 3 項に従い甲が乙に支払う KC ポイント還元費は生じないものとし、また既に KC ポイント還元費が支払済みである場合には、乙は甲に対し、甲所定の期日までに当該還元費を返還するものとする。

第 8 条 (不正利用)

甲及び乙は、ポイントプログラムの不正利用があった場合には、甲乙別途協議のうえ、処理するものとする。

第 9 条 (数値と金額)

甲及び乙は、KC ポイント会員に対する KC ポイントの還元及び本契約に基づく一切の金額の算出につき、甲のシステムにおいてこれを算出するものとし、かかる数値及び金額について乙は何ら異議を述べないものとする。

第 10 条 (機密保持)

1. 甲及び乙は、本契約の履行の過程で、機密である旨明示された上で相手方より開示された情報及び本契約の内容（以下、総称して「機密情報」という）を厳に機密として保持し、開示当事者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の履行以外の目的のために使用・複製してはならない。但し、甲及び乙は、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示当事者への速やかな通知を行うことを条件として、開示当事者の機密情報を開示することができる。この場合、甲及び乙は、開示当事者の機密情報の機密性を維持するために必要となる措置を、可能な限りとらなければならない。なお、甲及び乙は、書面その他の有体物により機密情報を開示するときは、かかる媒体上に機密である旨明示するものとし、口頭のみにより機密情報を開示するときは、開示時に機密である旨明示し、かつ、開示後 30 日以内に、書面又は電子メールにて、かかる情報が機密情報に該当することを特定して通知するものとする。
2. 前項の規定に拘らず、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報にあたらぬ。
 - (1) 開示の時点で既に公知、公用の情報
 - (2) 開示後、受領当事者の責任によらず公知、公用になった情報
 - (3) 開示を受けた時に、受領当事者が既に知得していた情報
 - (4) 受領当事者が、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなしに入手した情報
 - (5) 法令により公表することが義務づけられ、現実に公表された情報
 - (6) 受領当事者が、開示された情報と無関係に開発、創造した情報
3. 甲及び乙は、機密情報を、本契約の履行のために必要な範囲に限り自己の役員及び従

業員に開示できるほか、弁護士又は税理士などの法令上守秘義務を負う第三者に対して開示することができる。但し、第三者に情報を開示する当事者は、当該第三者による機密情報の取扱いについて開示者に対し一切の責任を負う。

4. 第 1 項及び前項の定めにかかわらず、乙は、自己の責任において、機密情報を自己及び丙の関係会社に対し開示することができる。なお、ここに「関係会社」とは、『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。

5. 甲及び乙は、本契約が終了したとき、又は開示当事者から要求があったときは、開示当事者の指示に従い、機密情報を直ちに開示当事者に返還し、又は破棄し、若しくは消去しなければならない。

第 11 条（契約期間）

1. 本契約は、乙による本規約同意日から乙と甲間で成立する、「Kaago 出店規約」に基づく契約（以下「出店契約」という）終了時までとする。
2. 本契約の終了時点において、未だ履行の完了していない債務が存するときは、かかる債務の履行が完了するまで、本契約が適用される。

第 12 条（解除）

1. 甲は、乙が本契約に違反し、催告をしたにもかかわらず、相当期間内にこれを是正しなかったとき（第 16 条第 2 項又は同第 3 項に基づく対処を求められたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合を含む）は、乙に通知の上、直ちに本契約の全部若しくは一部につき、その債務の履行を停止し、又は解除することができる。
2. 甲は、乙が以下の各号の一に該当した場合には、乙に対する催告を要さず、通知を為すことのみにより、直ちに本契約の全部又は一部につき、解除することができる。
 - (1) 本契約に定める表明保証の内容が正確若しくは真実でないことが判明したとき、又は第 16 条第 2 項若しくは同第 3 項に定める事実が判明したとき
 - (2) 手形、小切手の不渡り又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (3) 財産若しくは信用状況の悪化により、又は自らの債務若しくは保証等により、第三者から差押、仮差押、強制執行、仮処分、競売（将来の法改正により同様の手続が創設された場合にはそのような手続を含む）又は公租公課による滞納処分を発せられたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生（将来の法改正により同様の手続が創設された場合にはそのような手続を含む）の申立て（保全処分を含む）があったとき、若しくは清算（特別清算を含む）の申立てがあったとき、又はこれらの手続に入ったとき
 - (5) 理由の如何を問わず、監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (6) 信用資力の著しい低下があったとき、またこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更

があったとき

(7) 解散の決議をしたとき（甲について乙又は丙と、乙について甲と、それぞれ同様又は類似の事業を営む第三者以外との合併による場合を除く）、事業の全部（重要な一部、実質的に全部である場合を含む）の譲渡をしたとき

(8) 法令に違反したとき

(9) 相手方又は消費者に対する詐術その他背信行為があったとき

(10) 本契約を継続し難い客観的な事由が発生し、著しく信頼関係が失われたとき

(11) ポイントプログラム全体又は他のポイントプログラム参加企業の信用を傷つけたとき

(12) 出店契約が解除終了したとき

(13) その他前各号に準ずる事由が生じたとき

3. 乙は、本契約に違反し、又は前項各号の一に該当したことにより甲が損害を被った場合には、契約解除の有無に拘らず、甲が被った損害を賠償しなければならない。

4. 乙は、本契約に違反し、又は第 2 項各号の一に該当したときは、期限の利益を失い、本契約に基づき甲に対して負担する債務を直ちに履行しなければならない。

5. 本条の定めに従い、本契約が終了した場合には、出店契約も同契約の定めに従いその効力を失うものとする。なお、出店契約がその理由のいかんを問わず終了した場合には、本契約も効力を失うものとする。

第 13 条（契約終了時の措置）

1. 乙は、第 12 条の定めに従い、本契約が終了し、乙がポイントプログラムから脱退する場合、Kaago 出店事業におけるポイントプログラムを本契約終了日までに終了させるための措置として、当該契約終了日の 6 ヶ月前までに、KC ポイント会員に対し、甲が決定した告知方法により、乙のポイントプログラム脱退につき、告知する。なお、当該告知は、乙の費用負担で実施されるものとする。

2. 前条の定めに従い、本契約が終了する場合には、乙が、Kaago 出店事業におけるポイントプログラムが終了する旨の告知を、甲が決定した告知方法により可及的速やかに実施し、本契約終了後 3 ヶ月が経過する日まで告知を継続する。なお、当該告知にかかる費用については、乙の負担とする。

第 14 条（商標使用許諾）

1. 乙は、甲に対し、本契約の有効期間中、告知物等において、甲が、乙の所有する商標等（以下「ロゴマーク」という）をポイントプログラムの運営目的のために無償で使用する権利を許諾する。

2. 乙は、甲の所有する商標又は標章を使用すること、ポイントプログラムの参加について甲の事前書面承諾なく広告宣伝することなどはできないものとする。

第 15 条 (存続条項)

第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条第 2 項、第 12 条第 3 項及び第 4 項、第 13 条、第 16 条乃至第 24 条に定める事項は、本契約終了後もその効力を有する。

第 16 条 (反社会的勢力排除)

1. 甲及び乙は、自己が反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び反社会的勢力と一切関係を有していないことを表明し、保証する。
2. 甲及び乙は、相手方が本契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」という）の当事者又はその代理人若しくはその締結を媒介した者が反社会的勢力であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。
3. 甲及び乙は、相手方の役員とその関係者（その配偶者、二親等内の血族及びこれらの者により議決権の過半数が所有されている会社、その関係会社とそれらの役員を指す）、従業員その他の構成員、株主（持株会を含む）、関係会社、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力であること、又は相手方が資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合、相手方に対し、その解消を求めることができる。

第 17 条 (権利義務譲渡の禁止)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、移転し、引き受けさせ、又は承継させ、若しくは担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。本条の規定は、合併、会社分割、その他法令に基づき行われる組織再編（甲について乙又は丙と、乙について甲と、それぞれ同様又は類似の事業を営む第三者との再編を除く）に伴う包括承継を禁じるものではない。

第 18 条 (ポイントプログラムの変更、停止等)

1. 甲は、乙に対して事前に通知することにより、ポイントプログラムの全部もしくは一部を変更、中断、又は終了することができるものとする。
2. 甲は、以下の各号のいずれかの事情によりポイントプログラムの提供に支障が生じると判断した場合には、乙に対して事前に通知することなく、ポイントプログラムの一時停止等復旧のために必要となる措置を講じることができるものとする。
 - (1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、メンテナンス等が必要なとき

(2) コンピューター、通信回線等の事故、障害が発生したとき

(3) その他甲がやむを得ないと判断したとき

3. 前 2 項に定める甲の講じた措置により乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の責任を負わないものとする。

第 19 条 (不可抗力免責)

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、通信回線もしくは保管中の事故又は通信障害、システムの障害等の発生、通信回線会社の債務不履行、甲の責に帰さないインターネットの不具合、その他甲の責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞もしくは履行不能については、甲は一切の責任を負わないものとする。

第 20 条 (免責)

甲は乙がポイントプログラムに関して被った損害（その原因の如何を問わない）について、甲の故意又は重過失に起因する場合を除き、その損害を賠償する責を負わないものとする。

第 21 条 (協議)

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上誠意をもって解決にあたる。

第 22 条 (準拠法)

本契約及び本契約で企図する一切の行為は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第 23 条 (合意管轄)

本契約の各条項に定める事項について紛争を生じた場合の管轄裁判所は、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第 24 条 (適用法令に関する確認)

本契約に規定された事項の内、本契約に基づく甲乙間の取引について適用される法令上禁止され、無効となるものについては効力を有さず、甲及び乙は、法令の規定に従い取引を行うものとする。なお、かかる規定の内容を修正することにより、法令に反しない約定を構成することができる場合には、甲及び乙は、法令上許容される範囲で、かかる規定を法令に従った内容（条件）に修正して存続させるものとする。

第 25 条 (規約の変更)

1. 甲は、本規約を変更できるものとし、甲が任意に定めた効力発生日から変更後の本規約の効力が発生するものとする。
2. 前項の場合、甲は、効力発生日の1ヶ月以上前の相当な時期までに、乙に対して、本規約の変更の内容及び効力発生日を通知するものとする。但し、当該変更による乙の不利益の程度が軽微であると甲が判断した場合、その期間を短縮することができるものとする。
3. 前項の規定は、本規約の変更が乙の一般の利益に適合する場合には適用しないものとする。

以上

制定 2017 年 3 月 1 日

令和 3 年 11 月 1 日改定